

2. 計画の期間と位置づけ

南部町総合振興計画は、平成30年度から令和9年度までの10年間の計画であり、基本構想・基本計画・実施計画により構成しています。

後期基本計画は、基本構想を基に令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

【基本構想】

本町の現況や時代の潮流を踏まえ、町民と行政が一体となったまちづくりを推進していくための「望ましい将来像」を定めるとともに、その実現に向けた目標、施策および重点プロジェクトを体系的に示します。

【基本計画】

基本構想を実現するために必要な施策、目標などを定めたものです。前期基本計画は平成30年度から令和4年度まで、後期基本計画は令和5年度から令和9年度までとします。

【実施計画】

基本計画に掲げた施策を計画的かつ効果的に実施していくためのより具体的な計画です。

